

一、同人等ハ、大正十三年一月廿四日午後一時、
 大阪府西成郡豊崎町南濱一九四番地、
 美術友禪工組合事務所、
 右代表者、
 武内三郎、
 大阪府友禪染同業組合長、
 岡島千代造 殿、
 太田主事ハ、廿四日午後三時ニ要求書ニ對スル回答ヲナス旨ヲ武内
 主事ニ述べタ、
 廿三日午後同業組合ノ評議員ハ同業組合ノ事務所ニ集合シテ一割
 位値上ゲセウト申合せタ、
 廿四日午後四時武内主事ハ同業組合事務所ヲ訪レ、岡島組合長三
 原副組合長及ビ五名ノ評議員ト會見シテ一割位値上ゲシテ下サイ
 サウスレバ友禪工組合ノ連中ハ承知スルデセウト述べ、頗ル協的ニ

大正十三年一月廿五日

美術友禪工組合事務所

財團法人協調會大阪支所

一、回答ハ大正十三年一月廿四日午後一時

大正十三年一月廿日

大阪府西成郡豊崎町南濱一九四番地

美術友禪工組合事務所

右代表者

武内三郎

大阪府友禪染同業組合長

岡島千代造 殿

太田主事ハ、廿四日午後三時ニ要求書ニ對スル回答ヲナス旨ヲ武内
 主事ニ述べタ

廿三日午後同業組合ノ評議員ハ同業組合ノ事務所ニ集合シテ一割
 位値上ゲセウト申合せタ

廿四日午後四時武内主事ハ同業組合事務所ヲ訪レ、岡島組合長三
 原副組合長及ビ五名ノ評議員ト會見シテ一割位値上ゲシテ下サイ
 サウスレバ友禪工組合ノ連中ハ承知スルデセウト述べ、頗ル協的ニ